

元国際第1078号

関税割当公表第6号

令和2年度のメキシコ産アガベシロップの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」に基づく割当ての対象となるアガベシロップ（以下「メキシコ産アガベシロップ」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和2年2月17日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

メキシコ産アガベシロップ（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1702.60号の2に掲げる物品のうちりゅうぜつらん（アガヴェ・テクライナ及びアガヴェ・サルミアナ）の液汁、エキス又は濃縮物から得た果糖水（ブリックス値が74を超えるものに限るもののうち、乾燥状態において、しよ糖の含有量が全重量の4%以下で、ぶどう糖の含有量が全重量の25%以下であり、かつ、果糖の含有量が全重量の70%を超えるものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、香味料、着色料又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。））

2 合計割当数量 90 t

3 通関期限 令和3年3月31日

第2 関税割当申請書の提出先

農林水産省政策統括官付地域作物課（以下「受付担当課」という。）

第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間 令和2年4月1日（水）から令和3年3月25日（木）まで
ただし、受付は、毎週月曜日、水曜日及び金曜日に締め切るものとし、当該月曜日、水曜日及び金曜日が行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日を締切日とする。（以下「申請期間」という。）なお、各申請期間の締切日時点で年度当初からの申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量（以下「限度数量」という。）を超える場合は、令和2年度の残りの期間は申請の受付は行わないこととし、令和2年度における申請の受付は終了した旨を当省ウェブサイトに掲載する。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

メキシコが発給する証明書を所持する者であって、当該証明書の「輸入者」の欄に記載された者と同一である者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 メキシコが発給する証明書（別記様式）
- 2 法人の登記事項証明書（原本）（個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複製されない措置を講じたもの。））

ただし、前年度において受付担当課に関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において、2の書類の内容に変更のないものについては、2の書類の添付を必要としない。

また、令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間をいう。）に2件又は2期以上受付担当課に關稅割當申請書を提出する場合であつて、2の書類の内容に変更のない場合においては、2件目以降は2の書類の添付を必要としない。

第7 割當基準

年度当初からの申請数量の総計が限度数量に達するまで、メキシコが発給する証明書に記載された数量の範囲内で申請のあつた数量を、申請順に割り当てるものとする。

ただし、同一申請期間内の申請は同着とみなし、申請数量の総計が限度数量を超える場合には、当該申請期間終了後、別途抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

また、限度数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に限度数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、当該申請期間終了後に当省ウェブサイトにおいて公表する。

第8 關稅割當証明書の交付及びその停止

- 1 各申請期間に提出のあつた關稅割當申請書については、原則として申請締切日の翌日から起算して4日目に当たる日（行政機関の休日は算入しない。）に關稅割當証明書を交付するものとするが、年度当初からの申請数量の総計が限度数量を超える場合は、第7により抽選を実施した後、關稅割當証明書を交付するものとする。

ただし、第5から第7までに基づく審査に時間を要する案件の場合には、關稅割當証明書の交付が遅れることがある。

- 2 關稅割當証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る關稅割當申請は受け付けない。
 - (1) 申請者が關稅割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

第9 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第10 その他

1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が受付担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

4 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第10 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、当省ウェブサイトにおいて公表する。

(別記様式)

メキシコが発給する証明書



ESTADOS UNIDOS MEXICANOS

AGREEMENT BETWEEN THE UNITED MEXICAN STATES AND JAPAN FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP QUOTA CERTIFICATE

| | | | |
|--|------------------------|-----------------------------|--|
| EXPORTER (FULL LEGAL NAME AND ADDRESS) | | CERTIFICATE NUMBER | |
| | | | |
| IMPORTER (FULL LEGAL NAME AND ADDRESS) | | DESCRIPTION OF GOODS | |
| | | | |
| REMARKS | | | |
| | | | |
| HS TARIFF CLASSIFICATION NUMBER | QUANTITY NUMBER | MEASUREMENT UNIT | |
| | | | |
| ISSUED IN | | STAMP | |
| | | | |
| VALID | | | |
| FROM | UNTIL | | |
| | | | |
| SIGNATURE OF AUTHORITY | | | |
| | | | |

THIS CERTIFICATE IS NOT VALID IF EXHIBITS ERASURES, DELETIONS, CROSSING OUT OR ANY SIGN OF ALTERATION

ORIGINAL